

平成27年3月26日

鹿児島市監査委員	松	元	幸	博
同	迫		貞	義
同	中	島	蔵	人
同	崎	元	ひろのり	

定期監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

記

1 監査対象学校名

小学校 本名小学校、本城小学校、牟礼岡小学校、南方小学校、花尾小学校、川上小学校、吉野小学校、大明丘小学校、清水小学校、山下小学校、松原小学校、城南小学校、原良小学校、明和小学校、武岡小学校、西田小学校、荒田小学校、桜丘西小学校

中学校 清水中学校、甲東中学校、城西中学校、明和中学校、甲南中学校、桜丘中学校、鹿児島玉龍中学校

高等学校 鹿児島玉龍高等学校

2 監査の期間

平成27年1月13日から同年3月26日まで

3 監査の対象事務

平成26年度（平成26年11月30日現在）の財務に関する事務等の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼にし、次の項目を中心に監査を行った。

(1) 収入事務

収入金の払込、納入済通知書の保管等の収入事務の状況

(2) 支出事務

予算執行、見積、支出負担、履行確認、支出命令書の処理等の支出事務の状況

(3) 物品出納事務

備品台帳、重要物品管理簿、物品出納簿等の整備、備品、物品の保管・管理等の状況

(4) 財産管理

校庭、校舎及び工作物の管理、財産台帳の整備及び目的外使用許可等の状況

(5) 学校防災

消防用設備等の設置、避難路の確保、防災訓練の実施及び防災に関する手続等の状況

(6) 市職員の勤務処理

市職員の勤務、休暇及び服務等並びに臨時職員の雇用等の処理状況

4 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務等の執行について、資料の提出を求め、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査及び学校施設等の実地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

各監査項目ともおおむね良好に事務処理がなされており、公表すべき指摘事項はなかったが、照明設備使用料の徴収、備品登録、目的外使用許可などの手続や薬品管理に不備があるもの、また、施設等の維持管理において留意すべき点などが見られた。

これらについては、教育委員会事務局を通じて対処方を指導したところであるが、学校と事務局の連携をさらに密にし、より適切な事務処理や施設管理が図られるよう努められたい。